

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から62年3月まで

私がAの大学に通っていた20歳の頃、Bの母親が私の国民年金の加入手続きを行い、学生の頃は母親が、私の国民年金保険料を納付していたと思う。また、大学卒業後は自分で郵便局又は金融機関の窓口で国民年金保険料を納付した記憶があるにもかかわらず、私の国民年金への加入記録が確認できなかったとの年金事務所の回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった20歳の頃、申立人の母親が郷里のBで申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた旨述べているところ、申立人の戸籍の附票の記録から、申立人は、申立期間当時、A内に住所を有していることが確認でき、申立人の母親の住所地があるB市は、「B市以外で住民登録を行っている者について、B市で同者の国民年金の加入手続きを行うことは無い。」と回答している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索によれば、これまでに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から 55 年 6 月 1 日まで
② 昭和 55 年 7 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 6 月頃に A 社（現在は、B 社）の採用時の面接で、会社から同社が社会保険の適用事業所であると言われたことを覚えている。同社に勤務していた間に代表者が代わり、社名も B 社に変更されたが、同年 6 月 1 日から 61 年 2 月 1 日まで同社に継続して勤務してきた。

しかし、勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険の記録が無いので、同期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 協会が保管する乗務員マスター一覧表（乗務員台帳、以下「乗務員一覧表」という。）の記録及び申立人から提出された 2 枚の記念写真から、申立人が申立期間①及び②の一部期間において A 社に勤務していたことは推認できるものの、乗務員一覧表によれば、申立人は申立期間②の一部期間（昭和 56 年 2 月 23 日から 57 年 6 月 1 日まで）において、別の会社における乗務員記録が確認でき、申立人も後日、「申立期間②当時、同社に勤務していたことがあり、同時に複数の会社に勤務したことはない。」と述べている。

また、A 社の事業を継承する B 社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管していないため、申立内容について確認できない。」旨回答している。

さらに、B 社の現在の代表者及び複数の同僚は、「申立期間当時、A 社に

においては、従業員の厚生年金保険への加入に際しては本人の希望を聞いていた。」と述べており、申立人と同時期に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 24 人のうち、乗務員一覧表により乗務員記録が確認できる同僚 16 人の乗務員一覧表に記載の採用年月日と厚生年金保険被保険者資格取得年月日を見ると、これらの同僚は、採用後 1 か月から 40 か月後に被保険者資格を取得している上、申立人及び同僚照会に回答のあった同僚 10 人のうち 4 人は、申立期間当時、同社の従業員数は 70 人から 80 人であった旨回答しているところ、オンライン記録によれば、申立期間における同社に係る厚生年金保険の被保険者数は、申立期間①においては 43 人から 50 人、申立期間②においては、59 人から 69 人となっていることから、申立期間①及び②当時、同社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、乗務員一覧表によれば、申立人は B 社において二度の採用及び退職の記録が確認でき、オンライン記録により確認できる申立人の加入年月日は、乗務員一覧表により確認できる一度目の採用から 32 か月後、二度目の採用からは 8 か月後であることが確認できる。

加えて、申立人の A 社に係る雇用保険の記録と厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録は合致しており、上述の同僚 24 人のうち、同社において雇用保険の記録が確認できる 22 人についても申立人と同様に雇用保険の記録と厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録は合致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。